

## 第41回地方独立行政法人鳥取県産業技術センター評価委員会議事録

1. 開催の日時 平成30年2月23日（金）午後3時～午後5時00分

2. 開催の場所 県庁第2庁舎 9階 第21会議室

3. 出席者氏名 出席者名簿のとおり

4. 会議の概要

### ○ 審議事項（意見聴取事項）及び報告事項

#### （1） 地方独立行政法人法施行条例の改正について報告

（事務局説明）

- ・地方独立行政法人法の改正により評価委員会の役割の見直しがあった。
- ・評価主体が評価委員会から設立団体の長となったが、引き続き評価委員会には年度評価、中期目標期間、そして新しく中期目標期間終了直前年度の評価の際に、評価案の作成、意見等にて協力していただくため条例改正した。

（主な委員コメント）

- 評価委員会がセンターから直接、センターの業務実績について聴取する機会はあるのか。  
→（事務局）引き続き、業務実績の報告をセンターから聴取する機会を設ける。
- 現在は、評価委員会の出した評価がそのまま議会まで上がっているが、今後の評価主体は設立団体の長となるため、知事と評価委員会との意見交換について今後検討してはどうか。  
→（事務局）以前は評価時に知事に報告するなどの場を設けていた。知事が最終的に評価を判断する一助になるとも考えるため、意見交換の場について検討したい。
- 法改正により評価委員会はなくてもいい存在になったのではないか。  
→（事務局）独立行政法人の独立性という観点からは逆行するかもしれないが、PDCAサイクルをより一層機能させることに重点が置かれている。鳥取県の場合、何か不祥事があったわけではなく、また独法化による成果も上がっている。これは評価委員会が機能しているための現状であると認識しているため、引き続き評価委員会の役割を重視していると理解してほしい。
- 改正前後で新規の評価委員会の役割は何か。  
→（事務局）法律で規定されたことは、中期目標期間終了直前年度の評価に際して意見。

#### （3） 鳥取県産業技術センター定款の変更について報告

（事務局説明）

- 地方独立行政法人法の改正により監事を含む役員の任期を中期目標期間または4年のいずれかでないが期間とすることが規定された。
- 鳥取県では理事長、理事の任期ともに中期目標期間である4年としていたが、監事の任期は2年としていたため、今改正により4年とした。

（主な委員コメント）

- 評価委員会の役割の変更、中期目標の具体化等と関連した改正なのか。  
→ (事務局) 今回の一連の改正は、ガバナンス強化、及びPDCAサイクル強化する目的で関連している。

(4) 「鳥取県地方独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則」の改正について報告  
(事務局)

・地方独立行政法人法の改正により監事の役割が強化された。その強化された役割の具体的な内容を規則にて規定している。また、業務実績報告書の記載内容についても規則で規程した。

(主な委員コメント)

- 業務実績報告書に課題や改善策を記載するだけでなく、良い活動や成果も積極的に記載させ、その活動や成果をさらに伸ばすことで、良循環のPDCAサイクルを展開することも重要。

(5) 業務方法書の改正(内部統制等)について意見聴取

(事務局)

- 地方独立行政法人法の改正により内部統制に関する事項をセンター業務方法書に記載することとされた。国通知、及び国独法に従い規定した。

(主な委員コメント)

委員より特段の意見なし。

(6) 役員報酬の改定について意見聴取【地独法49条第2項に規定】

(主な委員コメント)

- 理事長の報酬は県の給与体制に連動していると理解している。  
→ (事務局) 平成29年12月の県給与改定に連動したもの。今回の法改正とは関係ない。

(7) その他

(主な委員コメント)

- 中期目標を変更したことはあるか?  
→ (事務局) 今まで変更したことはない。4年間という期間のため大きく変える必要がなかったかもしれないが、今後、県の経済成長戦略などの改定などのタイミングで検討されるかもしれない。